

地方三団体における現行の労使関係及び改革の必要性等についての認識

○全国知事会

平成 24 年 2 月 2 日：「地方公務員の新たな労使関係制度に係る主な論点」に対する意見

2 「論点 1：協約締結権付与の理念・目的」について

- 多くの地方公共団体で、現行制度下においても交渉を行い、労使合意の上で勤務条件に係る条例案を提案している実態を踏まえ、現行の労使関係制度のどこに問題があり、協約締結権の付与等で、それがどのように改善されるのかという観点から、制度改革の理念・目的を具体的に示されたい。

○全国市長会

平成 24 年 1 月 27 日：「地方公務員の新たな労使関係制度に係る主な論点」に対する意見

地方公務員の労働基本権の検討のあり方については、本会として、現在の労使関係は、これまでの様々な努力により、ようやく安定してきているところであり、このような中、なぜ今、地方公務員の労働基本権を拡充する必要があるのかについて、その必要性を明らかにするとともに、検討するに当たっては、単に国家公務員の措置との整合性だけでなく、住民サービスに与える影響等を含めた費用と便益を具体的に示しつつ、住民の理解のもとに、課題、問題点等を整理しながら慎重かつ丁寧に、国と地方の協議の場等で地方と十分協議しつつ検討するよう求めているところであるが、政府においては、平成 23 年 12 月 26 日にいくつかの主な論点を示したのみで、本会の懸念意見等について十分な回答や協議もないまま、今通常国会に法案を提出するとの方針を示したことは誠に遺憾である。

○全国町村会

平成 24 年 5 月 28 日：「地方公務員制度改革について（素案）」に対する意見

2. 協約締結権の付与について

これまで町村長は、労使慣行を尊重し、組合との妥結事項に関しては、これを誠実に実行してきており、一般的に良好な労使関係が保たれていることから考えると、協約締結権の付与が何故必要なのか、その実際的な理由や労使双方にとっての実益がどこにあるのか、明らかにするよう繰り返し求めて来た。

しかしながら、「素案」では、依然として、自律的労使関係制度の措置は、「時代の変化や新たな政策課題に対応することが目的」とするにとどまり、総じて抽象論にばかり終始しているので、理解しようにも全く議論がかみ合わず、問題意識の共有すらできないことをまずもって銘記すべきである。